

論文式試驗問題集
[民法・物權法，擔保物權法]

[民法・物権法、担保物権法]

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事実】

- 令和3年4月1日、Aは、山林である自己所有の甲土地から切り出した20本の丸太（「丸太①」という。）を相場価格に従い1本当たり15万円の価格で製材業者Bに売却する旨の契約（「売買①」という。）を締結し、同日、Bの工場に丸太①を搬入した。その際、代金300万円の支払時期は同年8月1日とされた。また、Aの代金債権を担保するため、丸太①の所有権移転の時期は代金の支払時とし、代金の支払がされるまでBは丸太①の処分や製材をしないことが合意された（本件合意」という。）。
- 令和3年4月15日、建築業者Cは、Bが丸太①を購入したという噂を聞き、Bに対して、丸太①を製材した上、自分に売ってほしいと申し入れた。Bは、Aとの間で本件合意をしていたことに加え、つい最近も、本件合意と同様の合意をしてAから別の丸太を買い入れたにもかかわらず、その代金の支払前にその丸太を第三者に転売したことがAに発覚してトラブルが生じていた（「本件トラブル」という。）こともあり、Cの申入れに応じることは難しいと考え、Cに対し、少し事情があるので、もうしばらく待ってほしい、と答えた。
しかし、Cがそれでもなお強く申し入れるので、Cが古くからのBの得意先であることもあり、同月18日、Bは、Aに無断で、Cとの間で、丸太①を製材して20本の材木に仕上げ、相場価格に従い1本当たり20万円の価格でCに売却する旨の契約（「売買②」という。）を締結した。その際、Cは、それまでの取引の経験から、Aが丸太を売却するときにはその所有権移転の時期を代金の支払時とするのが通常であり、最近もA B間で本件トラブルが生じていたことを知っていたが、丸太①についてはA B間で代金の支払が既にされているものと即断し、特にA及びBに対する照会はしなかった。
- Bは、丸太①を製材した上、同月25日、Cから代金400万円の支払を受けると同時に、20本の材木（「本件材木」という。）をCの倉庫に搬入した。
- 令和3年8月1日、丸太①に係る代金の支払時期が到来したにもかかわらず、BからAの口座に代金の入金がなかった。不審に思ったAが調査したところ、【事実】2に記した事情が判明した。

【設問1】

Aは、Cに対し、本件材木の所有権がAに帰属すると主張して、その引渡しを請求することができるか。考えられるCの反論を検討しつつ、論じなさい。

【事実】

4. 令和3年12月28日、Aは、甲土地上に生育している全ての立木（「本件立木」という。）を製材業者Eに売却する旨の契約（「売買③」という。）を締結し、その代金全額の支払を受けた。そこで、Eは、令和4年1月5日から、本件立木の表皮を削ってEの所有である旨を墨書する作業を始め、同月7日までに、本件立木の全てにつき、明認方法を施し終えた。
5. ところが、資金繰りに窮していたAは、令和4年1月17日、甲土地及び甲土地上の本件立木をFに売却する旨の契約（「売買④」という。）を締結し、同日、その代金全額の支払と引換えに、甲土地についてAからFへの所有権移転登記がされた。これに先立ち、Fは、同月4日に甲土地を訪れ、本件立木の生育状況を確認していたが、その時点ではEが本件立木への墨書を開始していないなかったことから、上記契約を締結する際には、既にAからEに対し本件立木が売却されていたことをFは知らなかつた。
6. 令和4年1月25日、Fは、甲土地を訪れたところ、本件立木にEの墨書があることに気付いた。Fは、本件立木がEに奪われるのではないかと不安になったため、本件立木を全て切り出した上で、それまでの事情を伏せて、友人のGに切り出した丸太（「丸太②」という。）を預かってもらうよう依頼した。同年2月2日、Fは、Gとの間で、保管料を30万円とし、その支払の時期を同月9日として、丸太②を預かってもらう旨の契約（「本件寄託契約」という。）を締結し、丸太②をGが所有する丙土地にトラックで搬入した。
7. 令和4年2月10日、Eは、本件立木を切り出すため甲土地に行ったところ、本件立木が全て切り出されていることを発見した。Eは、驚いて甲土地の近隣を尋ね歩いた結果、しばらく前にFが甲土地から切り出した丸太②をトラックで搬出していたことが分かつた。
8. 令和4年2月13日、Eは、Fの所在を突き止め、本件立木の行方について事情を聞いたところ、Fは、本件立木はAから購入したものであり、既に切り出してGに預けてあると答えるのみで、それ以上Eの抗議について取り合おうとしなかつた。
9. そこで、Eは、令和4年2月15日、Gの所在を突き止め、確認したところ、Gが確かにFから丸太②を預かっていると言うので、事情を話し、丸太②を全てEに引き渡すよう請求した。Gは、Eとともに丙土地に行き、丸太②を点検したところ、その全てにEの墨書があることが判明した。Gは、丸太②がEの所有物であることは認めたが、Fから丸太②の保管料に相当する金銭の支払を受けていないことを理由に、Eの請求を拒絶した。

【設問2】

Eは、Gに対し、丸太②の引渡しを請求することができるか。考えられるGの反論を検討しつつ、論じなさい。

なお、本件において、「立木ニ関スル法律」による登記は行われておらず、同法の適用については考慮しなくてよい。

参考答案
[民法・物權法, 担保物權法]

第1 設問1

1 結論

Aは、Cに対し、本件材木の所有権がAに帰属すると主張して、その引渡しを請求することができる。

2 理由

(1) Aの請求について

ア Aの請求の根拠は、所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権である。その要件は、⑦Aが本件材木を所有していること、①Cが本件材木を占有していること、である。

イ 売買契約(民法555条)が締結された場合、目的物の所有権は、契約締結時に売主から買主に移転するのが原則である(同法176条)。しかし、契約締結時に動産の所有権移転時期は代金支払時とする合意(所有権留保特約)をしたときは、例外的に代金支払時に売主から買主に移転する。

本件では、AB間において、売買①締結時に丸太①の所有権移転の時期を代金支払時とすることが合意されている。しかし、BはAに丸太①の代金を支払っていないから、丸太①の所有権はAからBに移転せず、Aが丸太①の所有者であるといえる。

次に、Bは、1本当たりの価格が15万円の丸太①を製材して、1本あたりの価格が20万円の本件材木に仕上げている。これは、Bが丸太①に「工作を加え」て本件材木という「加工物」にしたといえる。この「工作」によって生じた価格は1本当たり5万円であ

り、「材料」である丸太①の価格を「著しく超える」(民法246条1項ただし書)とはいえないから、本件材木の所有権は、丸太①の所有者であるAに帰属する(同項本文)。

したがって、Aが本件材木を所有しているといえる(⑦)。

ウ 本件材木は、Cの倉庫に搬入されてCが占有している(①)。

エ よって、Aの請求はその要件を満たす。

(2) Cの反論について

ア Cは、即時取得(民法192条)により本件材木の所有権を取得了と反論すると考えられる。その要件は、⑦有効な取引行為により、①平穏かつ⑦平然と、②動産の占有を取得したこと、占有開始時に④善意かつ⑦無過失であること、である。

②動産の占有取得は、占有改定以外の方法によって行われる必要がある。また、④善意とは前占有者に当該動産の所有権があると信じること、⑦無過失とはそのように信じることについて過失がないことをいう。なお、民法186条1項により①、⑦及び④が推定され、同法188条により⑦が推定される。

イ 本件では、BC間で有効な売買②が締結されており(⑦)、これに基づいて現実に本件材木がCの倉庫に搬入されている(⑤)。

①、⑦の推定を覆す事情はない。

ウ 確かに、Cは、丸太①につきAB間で代金の支払が既にされているものと即断しているから、丸太①の前占有者のBに丸太①の所有権があると信じたといえる。

エ しかし、Cは、Aが丸太を売却するときにはその所有権移転の時期を代金の支払時とするのが通常であり、最近もAB間で本件トラブルが生じていたことを知っていた。かかる事情を知るCとしては、BがAに丸太①の代金を支払ったか否か疑惑が生じるはずである。かかる疑惑を解明すべくAに確認すべきであったのに、Cは確認を怠っている。

したがって、Bに丸太①の所有権があると信じたことにつき、Cに過失があるといえる。

オ 以上により、Cの反論は認められない。

第2 設問2

1 結論

Eは、Gに対し、丸太②の引渡しを請求することができる。

2 理由

(1) Eの請求について

ア Eの請求の根拠は、所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権である。その要件は、⑦Eが丸太②を所有していること、①Gが丸太②を占有していること、である。

イ 本件立木は、売買③の締結当时にAが所有していた甲土地上に生育する定着物（民法86条1項）であり、Aが所有していた。Eは、本件立木の所有権を売買③により取得しており、甲土地から切り出されて丸太②となった後もその所有権は丸太②に及び続けるから、丸太②を所有しているといえる（⑦）。

ウ 丸太②は、Gが所有する丙土地上にあり、Gが占有している。

エ 以上により、Eの請求はその要件を満たす。

(2) Gの反論について

ア Gは、反論として、本件寄託契約（民法657条）に基づく保管料請求権（民法665条・648条、以下「本件請求権」という。）を被担保債権とする留置権の抗弁（民法295条1項）を主張すると考えられる。

留置権の要件は、⑦他人の物の占有者であること、①その物に関して生じた債権を有すること（牽連性）、⑦被担保債権の弁済期が到来していること（⑦から⑦まで民法295条1項）、④占有が不法行為によって始まったものではないこと（同条2項）、である。

イ 丸太②の所有権はEにあり、Gが占有している（⑦）。

ウ では、①の牽連性は認められるか。GがEに対して丸太②の引渡しを拒否したとしても、FがGに対して保管料を支払うとは考えられないため、問題となる。

牽連性が認められる場合について、通説は、債権が物自体から生じた場合と債権と物の引渡請求権とが同一の法律関係又は生活関係から生じた場合であるとする。しかし、これでは牽連性の有無を明確に判断できず、留置権を認めることができ公平か否かという実質的判断をせざるを得なくなる。そこで、牽連性の有無の判断においては、債権者と債務者間の公平にのみ着目し、被担保債権が留置目的物の価値の一部又は全部の変容物といえるか否かにより判断すべ

きと考える。その上で、第三者との公平は、債権者と債務者の間で成立した留置権を第三者に主張し得るか否かを検討することにより図るべきである。

本件寄託契約に基づく保管料請求権は、保管という行為の投下による丸太②の価値増殖部分の変容たる債権だから、丸太②に関して生じた債権といえ、牽連性が認められる（①）。

エ また、本件寄託契約では保管料の支払時期は令和4年2月9日とされているから、被担保債権の弁済期は到来しているといえる（②）。

オ さらに、Gの丸太②の占有は、不法行為によって始まったものではないといえる（③）。

なぜなら、Gが丸太②の占有を開始した時点では、Eが丸太②の所有者であることの認識がなく、他人物の有償寄託契約も有効である（民法559条・561条、657条）ことから、受寄者であるGには丸太②を誰が所有するかにつき調査義務はない。したがって、Gには、Eの丸太②の所有権を侵害することにつき、故意も過失も認められないからである。

カ 以上により、FG間では、本件請求権を被担保債権とする留置権が成立する。では、Gは、Eに対し、FG間で成立した留置権を主張することができるか。

留置権成立の時点で、債務者が債権者に対してその物の引渡請求権を有しない場合には、債権者と債務者との間で留置権の成立が認められても、その効力を、その物の引渡請求権を有する第三者に対

して主張できないと考える。なぜなら、留置権は、目的物を債務者に引き渡さないことによって債務の履行を促す機能を有するものであり、その前提として債務者がその物の引渡請求権を有することが必要になるからである。

本件では、丸太②はEが所有しており、Fが所有するものではないから、EがGに対して丸太②の所有権に基づく返還請求権としての引渡請求権を有しております、Fは同請求権を有しない。したがって、Gは、Eに対し、FG間で成立した留置権を主張することができない。キ 以上により、Gの反論は認められない。

以上

2021年11月28日

担当：弁護士 伊奈達也

予備試験答案練習会(民法・物権法、担保物権法)採点基準表

受講者番号	
-------	--

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(26)		
Aの請求の根拠が所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権であることを指摘していること		1	
所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権の要件を明示していること		1	
売買契約の締結時に目的物の所有権が移転することが原則であることを指摘しつつ、所有権留保特約について指摘していること		6	
Bが丸太①を製材して本件材木に仕上げたことにより加工が成立するか否かについて論じていること		4	
Cの反論が即時取得であることを指摘していること		2	
即時取得の要件を明示していること		2	
即時取得の要件を満たすか否か(特に善意及び無過失)について論じていること		10	
〔設問2〕	(14)		
Eの請求の根拠が所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権であることを指摘していること		1	
所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権の要件を明示していること		1	
Gの反論が留置権であることを指摘していること		2	
留置権の要件を明示していること		2	
留置権の要件を満たすか否か(特にその物に関して生じた債権を有するか否か、占有が不法行為によって始まった物か否か)について論じていること		8	
裁量点	(10)	10	
合 計	(50)		

民法・物権法、担保物権法 解説レジュメ

第1. 総論

本問は、司法試験平成27年度民法過去問を改題したものである。物権的請求権（所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権）、所有権留保、即時取得、加工、留置権に関する基本的理解を試すものである。

第2. 設問1

1 出題の趣旨

設問1は、物権的請求権（所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権）、所有権留保、加工及び即時取得という物権法・担保物権法の基本的事項に対する理解を問うものである。

Aは、Cに対して、本件材木の所有権がAに帰属すると主張してその引渡しを請求していることから、本件材木の所有権の所在について検討することが求められる。その際、AB間における丸太①の売買契約ではBが売買代金を支払うまで丸太①の所有権はAに留保されていること、Bがまだ売買代金を支払っていないこと、丸太①の製材は加工に当たり民法246条第1項本文及びただし書によると本件材木の所有権は丸太①の所有者であるAに帰属することを的確に分析することが必要である。

これに対し、Cの反論としては、即時取得（民法192条）を主張することが考えられる。Cは、Bとの売買②、つまり取引行為に基づき、本件材木の引渡しを受けているからである。しかし、【事実】によれば、Bが本件材木の所有者であると信じたことにつき、Cには過失が認められる。ここでは、事実を的確に評価する能力が問われる。

2 解説

以下では、解答に必要な限度で解説をする。詳しくは、末尾に掲載した参考文献等や、各自の基本書、参考書等で確認されたい。

（1）物権的請求権について

ア 意義

物権的請求権とは、物権者に認められた物支配を他人が正当な権原なく妨げる場合、またはそのおそれがある場合に、物権者がその他人に妨害又は危険の除去を求める権利である。物権的請求権には、3種の占有の訴えに対応して、物を占有する者に返還を求める返還請求権、占有侵奪以外の方法で妨害する者に妨害の除去を求める妨害排除請求権、妨害を生じさせるおそれがある者に予防措置を求める妨害予防請求権である。本問で問題となるのは、返還請求権である。

イ 根拠

物権的請求権が認められる根拠は、以下の3つである。すなわち、①物を直接支配するという物権の性質から、物権の円満な支配を回復するために当然に認められる。②占有権についてすら占有の訴えが認められている（民法197条以下）。③民法202条が「本件の訴え」の存在を前提としている。

ウ 要件

返還請求権の要件は、①Xが物を所有すること、②Yが物を占有すること、③②の占有が正当な権原に基づくものではないこと、である。

もっとも、返還請求をする側は、①②のみ主張すればよい。③については、占有が正当な権原（ex. 貸貸借契約など）に基づくことが相手方の抗弁（占有正権原の抗弁）となる。

（2）所有権留保について

所有権留保とは、代金完済前に目的物を買主に引き渡す場合において、代金債権の担保のために、代金完済まで目的物の所有権を売主が自己に留保するという担保手段である。

物が売買された場合、売買契約の締結時に当該物の所有権が売主から買主に移転するのが原則である（意思主義、民法176条）。しかし、売買契約時に所有権留保特約がある場合、売買契約の締結時ではなく、代金完済時に売主から買主に当該物の所有権が移転することになる。

（3）加工について

ア 意義

加工とは、他人の所有する動産（材料）に工作を加えて新たな物（加工物）を作成することをいう（民法246条）。

イ 要件

加工の成立には、工作によって新たな物が生じたことが必要である（大判大8・11・26）。加工物が材料との同一性を認められなくなった場合に、所有権の所在を明らかにする必要があるからである。「新たな物」であるかどうかは、社会通念に従って判断する。加工物と材料とが経済上同じ働きをするかどうか、名称が同一であるかどうか、などは有力な判断基準となるとされている。

もっとも、社会通念に従って判断するといつても、その判断は必ずしも容易ではない。そのため、重要なことは、「新たな物」の製作ではなく、「新たな価値」の創造であるとして、新たな価値が作り出されたと認められる場合には加工に関する規定が適用されてよい、とする見解もある。

ウ 効果

加工物の所有権は、原則として材料の所有者に帰属する（民法246条1項本文）。この場合、加工者は、材料所有者に対して、償還債権を取得する（民法248条）。

しかし、例外として、工作によって生じた価値が材料の価格を著しくこえるとき（同項ただし書）、加工者が自己の材料を供した場合にその材料の価格と工作によって生じた価格の合計価格が他人の材料の価格を越えるとき（同条2項）は、加工物の所有権は、加工者に帰属する。これらの例外に該当する場合には、材料の所有者は、加工物の所有権を取得する加工者に対して償還債権を取得する（248条）。

（4）即時取得について

ア 意義

即時取得とは、占有という動産に関する権利の外形に対する信頼を特に保護することとし、無権利の動産占有者と取引をした者に権利取得を認める制度である（民法192条）。

イ 要件

即時取得の要件は、⑦取引行為によって、①平穏かつ公然と、②動産の占有を始めたこと(③に基づく引渡し)、④善意、⑤無過失の5つである。

もっとも、民法186条1項により①及び②が、民法188条により③が推定されるため、即時取得を主張する者は、⑦と④のみを主張立証すればよい。強暴又は隠密に占有を始めたことや、悪意であること、過失を基礎づける評価根拠事実は、相手方が主張立証すべきことになる。

ウ 各要件の内容

判例は、占有改定の方法による引渡しでは④の要件は満たされないと考える。その理由として、即時取得の成立には無権利者からの譲受人が「一般外観上従来の占有状態に変更を生ずる」ような占有を取得することが必要であるが、占有改定の方法による占有取得では一般外観上従来の占有状態に変更が生じない、ということを挙げる（最判昭35・2・11日民集14巻2号168頁）。

即時取得における④善意とは、前主の権利を信じたことをいう。また、即時取得における⑤無過失とは、前主の権利を信じたことについて過失がなかったことをいう。即時取得の善意無過失の判断基準時は、取引行為の時点ではなく、占有取得時（すなわち引渡し時）と考えられている。

過失とは、注意義務違反を意味する。譲受人が無過失かどうか判断する際には、注意義務が認められるか、認められるとして注意義務の懈怠が認められるかという、2つに分けて検討することが一般的である。

（5）本問の検討

配布した参考答案を参照されたい。ポイントは、Aが本件材木の所有権を有しているか否かにつき所有権留保特約や加工に触れつつ論じること、即時取得について過失があることを基礎づける評価根拠事実に触れつつ論じることにある。Aが本件材木の所有権を喪失し得る物権変動の原因について、網羅的に検討することが重要である。

なお、加工については、盜伐した木材を製材搬出した場合には「新たな物」が作り出されたとはいえないから、加工は成立しないとした判例もある（大判大13・1・30刑集3・38）。この判例に従うと、丸太①を製材して本件材木に仕上げても加工は成立しないことになりそうである。しかし、そのように論じるよりも、端的に加工は成立すると考えて、工作によって生じた価値が材料の価格を著しくこえるときに当たらないから、本件材木の所有権はAに帰属すると考えた方がよい。

第3 設問2

1 出題の趣旨

設問2では、寄託契約に基づく保管料債権を被担保債権とする留置権の成否について正確に検討することができるかどうかが問われている。

まず、前提として、EのGに対する請求の根拠を的確に説明する必要がある。EのGに対する請求は、丸太②の所有権がEに属することを根拠とする。これは、丸太②が、甲土地から切り出される前は甲土地に生育していた本件立木であること、本件立木は甲土地の定着物（民法86条1項）ないし甲土地と付合して一体となるもの（民法242条）であることから甲土地の所有者であるAに帰属すること、EはAから売買③により本件立木の所有権を取得したこと、その後本

件立木が甲土地から切り出されてもEの所有権は切り出された丸太②に及び続けることによって基礎付けられる。

その上で、Gの主張が留置権（民法295条）に基づくものであることを示す必要がある。このGの主張が認められるためには、留置権の要件の全て、すなわち、⑦他人の物を占有していること、①その物に関して生じた債権を有すること（牽連性）、⑦被担保債権の弁済期が到来していること、⑤占有が不法行為によって始まったものでないことについて、それぞれの要件の意味を示し、それに該当する事実の有無を判断することが求められる。

本問では、留置権の目的物である丸太②は、切り出される前の本件立木についてEが明認方法を具備していたことから、Eの所有に属する。それに対して、被担保債権である丸太②の保管料債権の債務者はFであるため、このような場合に単純に留置権の成立を認めると、Eの所有物がEとは無関係のFの債務の担保に供される事態を認めることになり、留置権の成立を認めることが適當かどうかという問題が生じる。そこで、①の要件について、このような場合に被担保債権と物との間に牽連性が認められるか否かについて、留置権の制度趣旨に遡った検討をすることが期待される。

また、本問では、Fが丸太②を甲土地から切り出してGに寄託した行為はEに対する不法行為に該当すると考えられることから、Gが丸太②を預かった行為もEに対する不法行為に該当し、④の要件が充足されることになるか否かも問題となる。この点については、【事実】の事情を適切に評価して、Gの不法行為の成否を判断することが求められる。

なお、留置権の主張を認めるためには、その全ての要件が充足されていることを確認する必要があるのに対し、例えば、①の要件について必要十分な検討を経てその充足が否定される場合には、留置権の成立を否定する結論を出すために、他の要件について検討する必要はない。そのような場合、他の要件について検討していないことを理由に不利に扱われることはない。

2 解説

以下では、解答に必要な限度で解説をする。詳しくは、末尾に掲載した参考文献等や、各自の基本書、参考書等で確認されたい。

(1) 留置権について

ア 意義

留置権とは、他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有する場合に、その債権の弁済を受けるまでその物を留置できる権利をいう（民法295条1項本文）。物の引渡しを拒むことによってその物に関して生じた債権の弁済を確保することを目的とした権利である。

債権者が占有している物に関して債権を取得すると、この債権を担保するために法律上当然に成立する。

イ 成立要件

(ア) 他人の物を占有していること

「他人」とは、債務者に限られず、第三者でもよい。「物」は動産でも不動産でもよい。

(イ) その物に関して生じた債権を有していること（債権と物の牽連性）

I 留置権によって担保される債権は、留置される物に関して生じた債権でなければならない（民法295条1項本文）。これを債権と物の牽連性という。この牽連関係が認められる場合として、通説は、債権が物自体から生じた場合と、債権が物の引渡請求権と同一の法律関係または事実関係から生じた場合の2つに分類する。

しかし、道垣内弘人教授は、「この基準に照らせば牽連性の有無が一義的に判断できるわけではなく、実際には、個々の場合ごとに、留置権を認めることができかぬか

否かという実質的判断を行い、公平にかなうと判断された場合に『牽連関係あり』とするにすぎなくなっている。すなわち、判断基準としては機能していない」と指摘する。その上で、この混乱の原因が「第三者との公平もこの要件（牽連性の要件）に関する判断の中で図ろうとしていたことにある。」と指摘し、「まず、牽連関係の有無の判断においては、債権者一債務者間の公平にのみ着目し、次に、留置権の効力の物的範囲・人的範囲を検討することにより第三者との公平を図るべきである。」と主張される（後記参考文献3の22~23頁）。これは、留置権の成否の問題と、成立した留置権の効力の範囲の問題を分けて検討する考え方だといえる。

そして、同教授は、「債権者一債務者間の公平にのみ着目したとき、牽連関係を認めるべき場合」とは、「被担保債権が留置目的物の価値（または反価値）の一部または全部の変容物である場合」だと主張される（同文献3の23頁）。そのような場合として、以下の3つに整理される（後記参考文献3の23~25頁参照）。

i 物の（積極的）価値の全部が債権に変容している場合

例えば、売買契約による代金債権は、売買目的物の価値の全部が変容したものといえるから、代金債権と売買目的物との間には牽連関係があるといえる。

その他にも、借地借家法上の建物買取請求権・造作買取請求権と代金債権は、同様の理由から、それらの間には牽連関係があるといえる。

ii 物の（積極的）価値の一部が債権に変容している場合

例えば、貸借人が有する必要費ないし有益費償還請求権（民法608条）と賃貸借目的物との間には、牽連関係が認められる。これらの費用の投下による価値増殖部分の変容である債権といえるからである。

その他にも、物の修理代金債権・保管料債権・運送代金債権とその物との間には、牽連関係が認められる。修理・保管・運送といった行為の投下による価値増殖部分の変容たる債権といえるからである。

iii 物の反価値が債権に変容している場合

例えば、物の瑕疵を原因として占有者が損害を被った場合の損害賠償債権とその物との間には牽連性が認められる。

II 次に、道垣内弘人教授によれば、成立した留置権の効力の及ぶ範囲（物的範囲・人的範囲）を検討する必要がある。

i 物的範囲

留置的効力は、目的物の従物（民法87条）・付合物（民法242条、243条）のほか、目的物の留置に必要不可欠な、あるいは、目的物との結合が被担保債権発生の前提となっている他の物にも及ぶと解されている。

目的物の留置に必要不可欠な他の物の例としては、建物につき留置権が成立しているときの敷地が考えられる。

目的物との結合が被担保債権発生の前提となっている他の物の例としては、造作につき留置権が成立しているときの建物が考えられる。

ii 人的範囲

留置権成立の時点で、債務者が債権者に対してその物の引渡請求権を有しない場合には、債権者と債務者との間で留置権の成立が認められても、その効力を、その物について引渡請求権を有する第三者に対して主張できないと解すべきである。したがって、留置権者は、当該第三者からの引渡請求に応じざるを得ない。留置権は、目的物を債務者に引き渡さないことによって、債務の履行を促す機能を有するものであり、その前提として債務者がその物の引渡請求権を有することが必要になるからである。

また、債務者所有の物につき留置権が成立した後に、その物が第三者に譲渡されても、債権者は留置権をもって第三者に対抗できる。留置権が民法の物権編に規定される物権である限り、当然のことと解されている。

(ウ) 債権が弁済期にあること

債権の弁済期が到来しない間は、留置権は成立しない（民法295条1項ただし書）。この場合に留置権を認めるとすると、弁済期前の債権の履行を強制することになるからである。

(エ) 占有が不法行為によって始まったのではないこと

占有が不法行為によって始まった場合には、留置権は成立しない（民法295条2項）。

(2) 本問の検討

配布した参考答案を参照されたい。本問では、⑦及び⑧の要件を満たすことは明らかであるから、簡潔に指摘すればよい。ポイントは、①の要件を満たすか否かである。①においては留置権の制度趣旨に基づいて論じる必要がある。通説に立って検討しても、道垣内弘人教授の考え方方に立って論じても、説得的に論じられていればどちらでも構わない（なお、参考答案は道垣内弘人教授の考え方方に立って論じている。）。

なお、②については、①の要件を満たさないとして留置権の成立を否定する場合には、あえて書かなくてもよい。

【参考文献等】

1. 佐久間毅著「民法の基礎2物権（第2版）」有斐閣 2019/3/30
2. 松井宏興著「担保物権法（第2版）」成文堂 2019/4/1
3. 道垣内弘人著「担保物権法（第4版）」有斐閣 2017/6/1
4. 能見善久・加藤新太郎著「論点体系判例民法2物権（第3版）」第一法規 2019/1/10

以上

2021年11月28日

担当：弁護士 伊奈達也